

## 春日井市私立保育園等防犯カメラ設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、犯罪等の未然防止を図るために出入口等に固定して設置するカメラで、撮影した映像を表示及び記録する機能を有するもの(以下「防犯カメラ」という。)を設置する私立保育園等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については春日井市補助金等に関する規則(昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者等)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 私立保育園(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所のうち私立のものをいう。)及び小規模保育事業所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第43条第1項に基づき地域型保育給付費(小規模保育に係るものに限る。)の支給に係る事業を行う者として市長の確認を受けた事業者をいう。)
- (2) 私立幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づいて設置された私立幼稚園をいう。次項において同じ。)
- (3) 認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第1項及び第3項により設置された認定こども園又は同法第17条第1項により設置された幼保連携型認定こども園をいう。次項において同じ。)

2 前項第2号及び第3号に掲げる事業者が補助金の交付を受けようとするときは、当該事業者は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 当該補助金の交付を受ける年度において、愛知県私立幼稚園教育支援体制整備事業費補助金交付要綱(平成27年6月24日施行)により防犯カメラの設

置費に係る補助を受けないこと。

- (2) 当該補助金の交付を受ける年度において春日井市私立幼稚園補助金交付要綱及び春日井市認定こども園運営費等補助金交付要綱（平成28年2月1日施行）による防犯カメラの設置費に係る補助を受けないこと。

（補助対象経費等）

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防犯カメラの購入及び設置に係る費用とする。ただし、次に掲げる費用は、補助対象経費としない。

- (1) 防犯カメラの維持及び管理に要する費用
- (2) 防犯カメラの操作指導料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助対象経費として不相当と認めるもの

- 2 補助事業者が、既に補助金の交付を受けた施設について再度補助金の交付を受けようとするときは、既に補助金の交付を受けた年度から5年を経過した年度以降に申請しなければならない。

（補助金額）

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、110,000円を限度とする。

- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てるものとする。

（申請の期日）

第5条 規則第3条に規定する申請の期日は、防犯カメラを設置した年度の1月末日とする。

（申請書に添付すべき書類）

第6条 規則第3条第3号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次の書類とする。

- (1) 補助対象経費に係る見積書

- (2) 防犯カメラの仕様が確認できるカタログ等
  - (3) 防犯カメラの設置場所の現況写真及び見取り図
- (申請の取下げのできる期日)

第7条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期日は、交付決定通知を受けた日から10日を経過する日とする。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は、規則第4条の交付決定をした後、補助事業者の請求に基づいて交付し、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に精算する。

(実績報告)

第9条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、補助事業の完了の日から30日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書、内訳書及び防犯カメラの保証書の写し
- (2) 防犯カメラの設置状況の確認ができる写真
- (3) 設置された防犯カメラにより撮影した画像を印刷したもの

(検査等)

第10条 市長は、補助事業者に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金の用途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(関係書類の整備)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る関係書類を事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。